

# 第162期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2018年6月26日（火曜日）午前10時

## 場所

札幌市中央区北1条西6丁目3番1号

ホテル札幌ガーデンパレス2階「鳳凰」

## 目次

第162期定時株主総会招集ご通知 ..... 1

### (添付書類)

第162期事業報告 ..... 3

計算書類 ..... 31

連結計算書類 ..... 33

監査報告書 ..... 35

### (株主総会参考書類)

第1号議案 剰余金の配当の件 ..... 39

第2号議案 取締役12名選任の件 ..... 40

第3号議案 監査役1名選任の件 ..... 51

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬  
等の額および内容決定の件 ..... 52

インターネットによる議決権行使のご案内 ..... 60

株主総会会場のご案内

株主各位

札幌市中央区大通西三丁目7番地  
**株式会社北洋銀行**  
取締役頭取 安田光春

## 第162期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第162期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

○ 議決権行使の方法につきましては、2頁の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

### 記

- 1. 日 時** 2018年6月26日（火曜日）午前10時
- 2. 場 所** 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号  
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「鳳凰」
- 3. 目的事項**
  - 報告事項**
    - 第162期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
    - 第162期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 決議事項**
    - 第1号議案 剰余金の配当の件
    - 第2号議案 取締役12名選任の件
    - 第3号議案 監査役1名選任の件
    - 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

## 議決権の行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席される場合



**開催日時** 2018年6月26日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
代理人によるご出席の場合は、議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。  
なお、代理人は本総会において議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。

当日は、軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、  
ご了承くださいませようお願い申し上げます。

### 書面(郵送)で議決権を行使される場合



**行使期限** 2018年6月25日(月曜日) 午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

### 電磁的方法(インターネット)で議決権を行使される場合



**行使期限** 2018年6月25日(月曜日) 午後5時まで

インターネットで所定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては、本招集ご通知の60頁をご参照ください。

◎書面とインターネットで重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしていただきます。また、インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしていただきます。

◎議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。

◎次の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づきインターネット上の当行ウェブサイト(<https://www.hokuyobank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保する体制」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

なお、監査役は、本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの書類についても監査しております。また、会計監査人は、本招集ご通知の添付書類に記載した計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の書類についても監査しております。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト(<https://www.hokuyobank.co.jp/>)に修正後の内容を掲載いたします。

## 1 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### <主要な事業内容>

当行は、本店ほか支店、出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務、クレジットカード業務等を営んでおり、地域経済の活性化に貢献すべく、多様な金融商品・サービスを提供しております。

#### <金融経済環境>

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな拡大が続きました。個人消費は、雇用・所得環境の改善を背景に持直しの動きが続きました。設備投資は、生産効率化や東京オリンピック・パラリンピックへの対応などで増加しました。輸出は、世界経済が回復するなか、持直しております。

金融面では、無担保コールレートはマイナス金利で推移しました。10年国債新発債利回りは0.0%台で推移しました。対ドル円相場は、世界の政治経済が不安定化するに伴い円高が進み、2月半ば以降は概ね105円～107円台で推移しました。

次に北海道経済をみますと、緩やかな回復が続きました。需要項目別では、個人消費は雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかに持直しました。住宅投資は、貸家の減少などにより、緩やかに減少しています。設備投資は、再開発の動きなどを受け、堅調に推移しました。公共投資は底堅く推移しました。観光関連は、外国人観光客の増加が続く中で好調に推移しました。

#### <事業の経過及び成果>

このような経済環境の中、当行は、地域金融機関として北海道経済の発展・活性化に寄与することを責務と考え、金融仲介機能の発揮はもとより、お客さまのニーズや課題に応じたソリューションの提供に努め、地域経済の持続的成長に向けた様々な営業施策に取り組んでまいりました。その結果、次のような営業成績となりました。

## ① 主要勘定残高

2018年3月末の貸出金は6兆3,093億円と前年比2,004億円増加(3.2%)、預金・譲渡性預金は8兆4,398億円と前年比2,573億円増加(3.1%)いたしました。その他、主要勘定の残高は下表のとおりであります。

主要勘定残高(単体)

(単位:億円)

	2017年3月末	2018年3月末	増減
総資産	90,716	94,755	4,038
貸出金	61,088	63,093	2,004
有価証券	17,271	14,858	△2,413
預金・譲渡性預金	81,825	84,398	2,573
純資産	3,927	4,146	219

## ② 損益の状況

当事業年度の決算につきましては、経常収益は1,149億円と前年比47億円減少いたしました。うち資金運用収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金が減少したことにより768億円と前年比20億円減少いたしました。

経常費用は、988億円と前年比4億円減少いたしました。うち営業経費は幅広い物件費の削減などにより725億円と前年比17億円減少いたしました。一方、役務取引等費用は、ローン残高の伸びに伴う支払保証料の増加などにより125億円と前年比8億円増加いたしました。

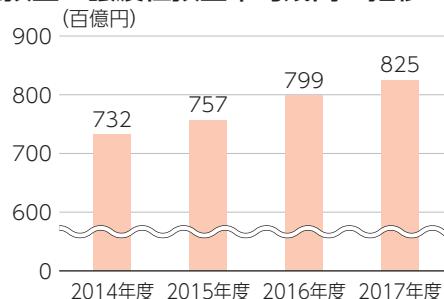
以上の結果、当事業年度の経常利益は160億円と前年比43億円減少し、当期純利益は143億円と前年比20億円減少いたしました。

## ご参考

■貸出金平均残高の推移(単体)



■預金・譲渡性預金平均残高の推移(単体)



損益の状況 (単体)

(単位：億円)

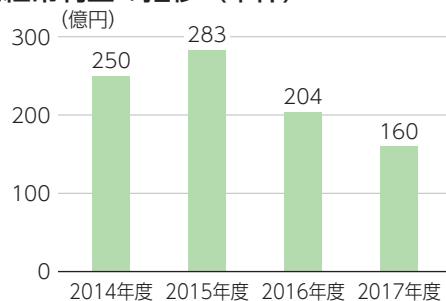
	2016年度	2017年度	増 減
経常収益	1,196	1,149	△47
うち 資金運用収益	788	768	△20
うち 役務取引等収益	278	273	△5
うち 有価証券売却益 (注1)	62	54	△7
うち 貸倒引当金戻入益	22	—	△22
経常費用	992	988	△4
うち 資金調達費用	34	40	6
うち 役務取引等費用	116	125	8
うち 営業経費	743	725	△17
うち 有価証券売却損・償却 (注2)	72	50	△22
うち 貸倒引当金繰入額	—	22	22
経常利益	204	160	△43
当期純利益	164	143	△20

(注) 1. 株式等売却益 + 債券売却益・償還益

2. 株式等売却損・償却 + 債券売却損・償還損・償却

ご参考

■経常利益の推移 (単体)



■当期純利益の推移 (単体)



### ③ 自己資本比率、ROE

2018年3月末の自己資本比率（国内基準）は、貸出金の積上げに伴う信用リスク・アセット額の増加を主な要因として、12.97%となりました。

ROE（当期純利益ベース）は、当期純利益が前年比20億円減少したことを主な要因として3.56%と前年比0.73ポイント減少いたしました。

自己資本比率、ROEの推移（単体）

	2017年3月末	2018年3月末	増減
自己資本比率（国内基準）	13.20%	12.97%	△0.23%
ROE（当期純利益ベース）	4.29%	3.56%	△0.73%

(注) 1. 自己資本比率は、「基礎的内部格付手法（FIRB）」により算出しております。

$$2. \text{ROE（当期純利益ベース）} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末純資産}^* + \text{当期末純資産}^*) \div 2} \times 100$$

※ 新株予約権を除く

### ④ リスク管理債権

2018年3月末のリスク管理債権は、倒産などが低水準であったことやリスク管理債権区分の上方遷移などにより787億円と前年比86億円減少いたしました。

また、リスク管理債権比率（リスク管理債権が貸出金に占める割合）は、1.24%と前年比0.19ポイント改善いたしました。

リスク管理債権残高の推移（単体）

（単位：億円、%）

	2017年3月末	2018年3月末	増減
破綻先債権	49	37	△11
延滞債権	691	632	△58
3ヵ月以上延滞債権	8	0	△7
貸出条件緩和債権	124	116	△8
リスク管理債権合計	874	787	△86
（貸出金に占める割合）	(1.43)	(1.24)	(△0.19)

### ⑤ 有価証券の評価損益

2018年3月末の有価証券の評価損益は、1,285億円の評価益と前年比181億円増加いたしました。その内訳は、次表のとおりであります。

有価証券の評価損益（単体）

（単位：億円）

	2017年3月末	2018年3月末	増 減
そ の 他 有 価 証 券	1,103	1,285	181
株 式	905	1,126	220
債 券	219	169	△50
そ の 他	△22	△10	11
日 経 平 均 株 価 (円)	18,909.26	21,454.30	2,545.04
長 期 国 債 利 回 (%)	0.065	0.045	△0.020

⑥ 営業施策

当行は、「北海道の洋々たる発展の礎となる銀行」という経営理念のもと、お客さまのライフステージに応じたサービスの提供など、地域密着型金融への取組みを通じ、お客さまの発展、地域の活性化に向けて積極的に取組んでおります。

【個人のお客さまに向けた取組み】

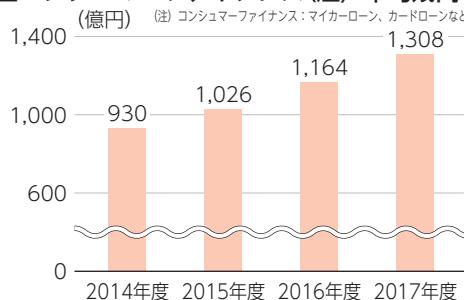
お客さまの多様化するニーズにお応えすべく、様々な取組みを行いました。資産運用相談につきましては、コンサルティングプラザを21拠点に拡大し、より専門性の高い職員によってお客さまの安定的な資産形成に資する商品の提供に努めました。また、ほけんの窓口グループ株式会社との提携による「北洋ほけんプラザ大通」を新たに開設し、商品ラインナップの拡充を図るとともに、銀行休業日にも営業することでお客さまの利便性向上に努めました。個人ローンにつきましては、AIによるマーケティング分析を活用した商品のご提案に努めたほか、ローンサnder相談会開催など、お客さまの利便性向上に向けた取組みも強化いたしました。

ご参考

■住宅ローン平均残高の推移



■コンシューマーファイナンス(注) 平均残高の推移



### 〔法人のお客さまに向けた取組み〕

ご融資による円滑な資金供給に加え、お客さまがライフステージごとに抱える経営課題を解決すべく、様々なソリューション提供に努めてまいりました。お客さまとの対話を通じて事業内容や成長性などを評価する「事業性評価」への取組みを強化し、その一環としてお取引先へのアンケートを実施しております。その結果も踏まえ、お客さまの課題解決に向けた人材・ノウハウを提供するために、2017年11月に株式会社日本人材機構の子会社である株式会社北海道共創パートナーズに資本参加し、人材紹介などの伴走型支援サービスの提供を開始いたしました。

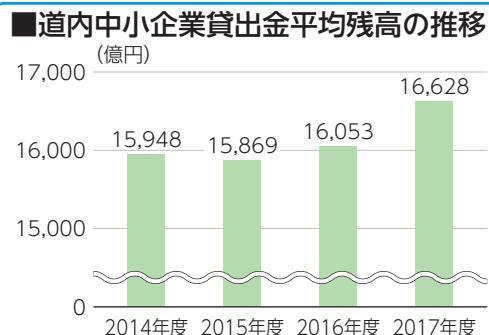
このほか、農業をはじめ創業・新事業分野などへの各種ファンドを活用した支援も積極的に行っており、2017年8月には、北海道で成長期待の大きい医療系技術、創薬、医療機器等のライフサイエンス分野を対象としたファンドを新たに設立いたしました。また、海外販路拡大ニーズのあるお客さまを支援するため、アリババ株式会社とビジネスマッチングに関する業務提携契約を締結し、海外のバイヤーと直接商談が可能となるインターネットを活用したサービスを紹介しております。

### 〔地域の活性化に向けた取組み〕

当行は、北海道の特長を活かしつつ、持続的・自律的な社会を実現するため、道内の地方公共団体はもとより、信用金庫・信用組合との連携も拡充させながら、地方創生の推進や地域経済の活性化に協働して取り組んでおります。その一環として、近年深刻化している「人手不足」の問題に取り組むべく、当行は北門信用金庫、滝川市とともに「ILO産業分析（注1）」を活用し、さらに人材専門機関とも連携し、2017年8月より地域企業の採用力向上を支援するための「中空知雇用プロジェクト」を進めております。このほか、2018年1月には、北海道経済産業局、伊達信用金庫とともに「地域中核産業分析モデル（注2）」を活用した共同分析を行い、洞爺湖周辺地域の宿泊業を対象として、観光産業の「稼ぐ力」強化に向けたワークショップを開催いたしました。その中で、外国人を中心とした観光客の増加や宿泊単価の上昇がみられる一方、滞在時間の短さや低い利益率、設備投資の遅れなどの課題を有していることが明らかになり、当行ではそれらの課題解決に向けた資金調達やマーケティング支援等を提案しております。

当行は、今後も地方公共団体や関係機関等との連携を通じて、お客さまや地域の「稼ぐ力」、生産性の向上支援に積極的に取組み、道内経済の活性化に貢献してまいります。

### ご参考



- (注1) ILO産業分析：当行、ルートエフ株式会社、株式会社北海道二十一世紀総合研究所が共同で構築した、地方公共団体が保有する税務データから地域産業の実態を把握する独自の分析手法で、産業構造をInbound（インバウンド・他地域から需要を呼び込む）、Local（ローカル・地産地消）、Outbound（アウトバウンド・他地域市場を狙う）に分け、地域の産業別の特徴や成長産業を明確化する手法。
- (注2) 地域中核産業分析モデル：当行と北海道経済産業局が共同で作成した、政府が運用するビッグデータ「地域経済分析システム（RESAS）」に当行のお取引先企業の財務データを掛け合わせた独自の分析モデル。

### 【その他の取組み】

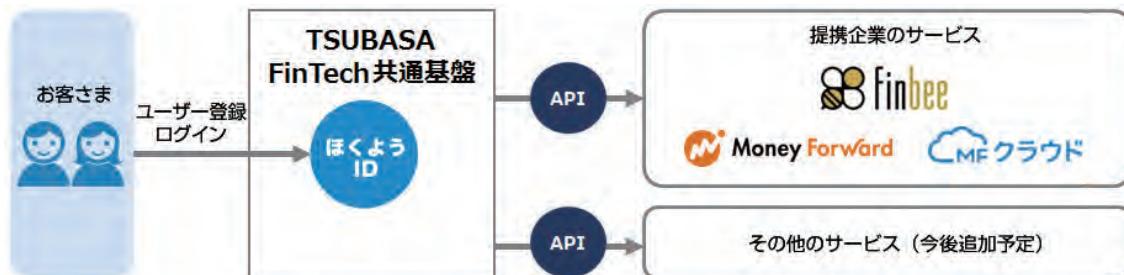
当行は、IT技術の急速な進展に伴うフィンテック（注3）への取組みなど、お客さまへのより付加価値の高いサービスの提供を目指すべく、「TSUBASAアライアンス（注4）」など、他地域の金融機関等との連携を積極的に活用しております。広域連携のメリットを活用するため、協調融資などの金融支援はもとより、2017年9月にはビジネスマッチングなど、お客さまの本業を支援する顧客紹介制度を開始いたしました。また、TSUBASAアライアンス加盟行およびT&Iイノベーションセンター株式会社、日本アイ・ビー・エム株式会社と共同で、オープンAPI（注5）に対応した「TSUBASA FinTech共通基盤」を開発し、安全性を確保した認証方法により、インターネットバンキング契約のないお客さまも各種アプリサービスを利用することが可能となりました。この基盤を活用し、2018年4月に口座入出金履歴などから自動で家計簿を作成するサービス「マネーフォワード for 北洋銀行」や目的に応じ自動で積立てを行うサービス「finbee（フィンビー）」などのアプリの提供を開始いたしました（下記イメージ図）。

(注3) フィンテック（FinTech）：IT技術を駆使した金融サービスのこと。

(注4) TSUBASAアライアンス：千葉銀行、第四銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、北越銀行（2018年4月に加盟）および当行の7行が参加する地銀広域連携の枠組みです。

(注5) オープンAPI：APIとは、お客さまの同意に基づいて銀行等のシステムに外部から接続して安全に情報を取得できるようにする仕組みで、その仕様等をフィンテック企業等の外部事業者に公開することを「オープンAPI」と言います。

### ■ 「TSUBASA FinTech共通基盤」を通じたフィンテックサービスご利用のイメージ図



## ⑦ CSR活動

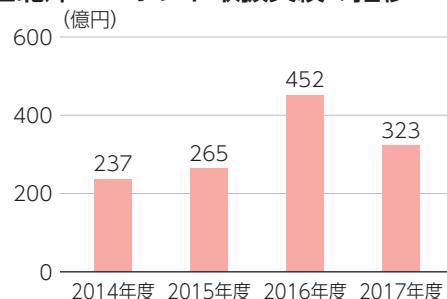
当行グループは、地域社会の一員としてCSR（企業の社会的責任）を重視し、環境や地域社会などのステークホルダー（利害関係者）に配慮した経営を行うことが不可欠と考えております。地域社会の活性化と持続的発展のため、「環境保全」「医療福祉」「教育文化」を重点取り組みテーマとして、当行にCSR推進室を設置し、機動的に様々な施策を展開しております。

### 【環境保全に向けた取り組み】

北海道の生物多様性保全を目的とした「ほくく一基金（2010年度設立）」を、公募制の助成制度にリニューアルいたしました（2017年11月）。これにより、道内の希少種保護や生息環境整備などに取組む様々な団体に対し、幅広く活動資金を助成させていただきます。また、お客さまの環境に配慮した取組みをサポートするために、環境格付融資やエコファンド（ほくよう成長サポートファンド「飛翔NEO」）、エコボンド（環境配慮型企業向け私募債「北洋エコボンド」）、環境ビジネス支援ファンド等を取扱っております。

### ご参考

#### ■北洋エコボンド取扱実績の推移



### 【医療福祉に向けた取り組み】

障がい者スポーツ支援の取組みとしまして、「パラスポーツ応援債」を取扱っております。この「パラスポーツ応援債」は、お客さまが私募債をご利用される際に、発行金額の0.2%相当額を当行が障がい者スポーツ活動に取組む選手や団体等に寄付を行うものです。2017年度は、7先の選手・団体等に総額374万円の寄付を行いました。地域医療につきましては、地元大学との提携による「市民医療セミナー」の開催や、行員による企業団体献血への協力を推奨しております。また、北海道骨髄バンク推進協議会の設立当初（1990年10月）より骨髄バンク支援活動を継続しており、事務局運営等への人的支援、推進活動への資金援助などを行っております。

### 【教育文化に向けた取り組み】

当行は、銀行見学や大学での講座開設等の各種金融教育を実施するとともに、2013年度より毎日新聞社主催の「中学生作文コンクール」に協賛しており、当行本支店を主会場として各地区の表彰式を行っております。また、芸術・文化振興活動の一環として、毎年札幌交響楽団によるクラシックコンサートを開催しております。2017年度は創立100周年記念公演として道内6都市で開催し、これまでに延べ約25,400名のお客さまをご招待いたしました。

## ⑧ 創立100周年記念事業

当行は、昨年8月20日に創立100周年を迎えました。当行を支えてくださった皆さまへ感謝の気持ちをお伝えするべく、様々な記念事業を実施いたしました。

創立記念日当日には、北海道日本ハムファイターズのホームゲームに協賛し、障がいをお持ちの方々をご招待したほか、少年野球チームによるベースランニングを実施いたしました。また、前記の札幌交響楽団記念公演や劇団四季のミュージカル「ライオンキング」貸切公演へのご招待、ほっくー基金自然フォーラムの開催、当行役職員による夕張市での植樹などを行いました。



〔札幌ドームでのベースランニング〕

### 〔創立100周年記念配当〕

株主の皆さまの日頃のご支援に感謝の意を表すため、2018年3月期の中間決算において、1株につき1円の記念配当を実施いたしました。

## ⑨ 連結決算の概要

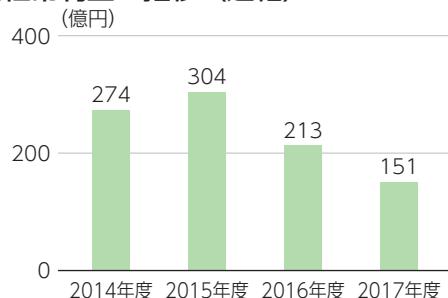
当連結会計年度の連結決算につきましては、当行グループの中核である北洋銀行の損益状況を主因として、以下のとおりとなりました。

連結経常収益は、1,436億円と前年比43億円減少いたしました。連結経常費用は1,284億円と前年比18億円増加いたしました。この結果、連結経常利益は151億円と前年比62億円減少し、親会社株主に帰属する当期純利益は136億円と前年比30億円減少いたしました。

また、連結自己資本比率（国内基準）は、13.29%となりました。

### ご参考

#### ■ 経常利益の推移（連結）



#### ■ 親会社株主に帰属する当期純利益の推移（連結）



## <対処すべき課題>

当行が事業の基盤とする北海道経済の当事業年度の状況をみますと、外国人観光客の増加に加え、LCCの新規就航・増便により道外観光客も増加するなど、好調な観光関連が景気を牽引しており、緩やかな回復基調が続いております。一方で、北海道は人口減少・少子高齢化の先進地域であり、後継者不足による事業者の減少や人口減少に伴う購買力の低下、人手不足感の高まりなど、将来的なマーケットは縮小が見込まれております。

このような経済環境のもと、当行は、中期経営計画『共創』（計画期間 2017年4月～2020年3月）に基づき、「お客さま第一主義」の徹底により、お客さまと共通する価値を創造することを基本方針とし、下記の5つの基本戦略を着実に実践することで、持続可能なビジネスモデルの構築を実現してまいります。

## 中期経営計画 <『共創』～地域、お客さまとともに新たな100年へ～>の概要

### ● 中長期ビジョン

### 北海道の新たな道標と価値の創造を担う銀行へ

お客さま満足・地域貢献・従業員満足で地銀No.1を目指す

### ● 基本方針と5つの基本戦略

【基本方針】「お客さま第一主義」を徹底し、お客さまと共通する価値を創造する

#### 【5つの基本戦略】

##### ①お客さまの潜在ニーズ発掘と最適なサービスの提供

マーケティングによりお客さまの潜在ニーズを発掘し、最適なサービスを、最適なチャネルでタイムリーに提供

##### ②事業性評価と地方創生に向けた主体的な取組みの強化

事業性評価を通じた金融仲介機能の強化と課題解決によりお客さまと北海道の成長を実現

#### サービスの提供を支える組織・人材・IT戦略

##### ③安定した収益を生み出す生産性の高い強靱な組織への変革

良質なサービスを提供する  
バックボーンとして組織を変革

##### ④多様化するニーズに即応する人材の育成・活性化

多様なニーズにお応えできる人材を育成すべく、人事制度や研修体系を見直し

##### ⑤FinTechへの戦略的な対応

TSUBASAアライアンスや他業態との連携で積極的に対応

持続可能なビジネスモデルの構築

## ● 計数計画

### (1) 株主の皆さまへのコミットメント

- A.業績連動配当制度を継続いたします。
- B.長期的に連結ROE 5%以上を目指してまいります。

### (2) 計数計画

【連結】	2019年度 (計画)	3年間増減
経常利益	235億円	22億円
親会社株主に帰属する当期純利益	160億円	▲7億円
自己資本比率	12%程度	▲1.5%程度

【単体】	2019年度 (計画)	3年間増減
経常利益	230億円	26億円
当期純利益①	160億円	▲4億円
1人あたり生産性 (①÷年度末人員数)	5,695千円	373千円
自己資本比率	12%程度	▲1.2%程度
預金平均残高 (譲渡性預金含む)	8兆7,900億円	7,976億円
貸出金平均残高	6兆5,000億円	5,621億円

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
預 金	74,866	77,232	80,940	83,509
定期性預金	21,774	21,185	20,633	20,085
その他	53,091	56,047	60,307	63,424
貸 出 金	55,536	57,978	61,088	63,093
個人向け	16,618	16,895	17,189	17,695
中小企業向け	17,345	17,200	17,499	17,928
その他	21,573	23,882	26,399	27,469
商品有価証券	50	56	49	43
有 価 証 券	17,863	17,105	17,271	14,858
国 債	7,000	6,154	6,221	5,066
その他	10,863	10,950	11,050	9,791
総 資 産	81,375	84,410	90,716	94,755
内 国 為 替 取 扱 高	1,228,216	1,225,292	1,142,985	1,188,495
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,326	百万ドル 2,326	百万ドル 2,550	百万ドル 2,805
経 常 利 益	百万円 25,075	百万円 28,308	百万円 20,463	百万円 16,082
当 期 純 利 益	百万円 14,876	百万円 17,704	百万円 16,464	百万円 14,374
1株当たり当期純利益	37円29銭	44円38銭	41円27銭	36円02銭

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況 (連結業績の状況)

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常収益	1,439	1,497	1,479	1,436
経常利益	274	304	213	151
親会社株主に帰属する 当期純利益	157	180	167	136
包括利益	428	248	239	270
純資産額	3,680	3,895	4,086	4,309
総資産	81,624	84,645	90,937	95,005

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,326人	3,455人
平均年齢	41年 8月	41年 7月
平均勤続年数	17年 2月	16年 10月
平均給与月額	392千円	394千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇用および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 平均給与月額は、3月の平均給与月額であります(時間外手当を含み、賞与は含んでおりません)。

	当年度末		前年度末	
	国内部門	国際部門	国内部門	国際部門
使用人数	3,276人	50人	3,398人	57人

#### (4) 営業所等の状況

##### イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北 海 道	170	(7)	170	(7)
東 京 都	1	(-)	1	(-)
合 計	171	(7)	171	(7)

(注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を3カ所(前年度末3カ所)、店舗外現金自動設備を478カ所(前年度末473カ所)設置しております。

□ 当年度新設営業所  
該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧  
該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当ありません。

(注) 1. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

富良野支店	フラノマルシェ	(富良野市)
新発寒支店	マックスバリュ新発寒店	(札幌市手稲区)
藻岩支店	愛全病院	(札幌市南区)
野幌中央支店	J R大麻駅	(江別市)
藻岩支店	ザ・ビッグ石山店	(札幌市南区)
札幌支店	ザ・ビッグ東雁来店	(札幌市東区)

2. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

福住支店	スーパージョイ東月寒店	(札幌市豊平区)
------	-------------	----------

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	8,779
---------	-------

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	3,490
営業店施設等	2,941

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当ありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主 要 業務内容	設 立 年 月 日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 札幌北洋リース	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	リース業務	1989年 6月30日	百万円 50	% 100.00	—
株式会社 札幌北洋カード	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	クレジット カード業務	1983年 4月1日	100	100.00	—
北洋ビジネスサービス 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	銀行事務 代行業務	1998年 7月3日	60	100.00	—
ノースパシフィック 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	信用保証 業 務	1988年 6月28日	100	4.16	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
2. 連結される子会社および子法人等は上記4社であります。

## 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫262金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合130組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連717（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット、株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、提携先現金自動設備の利用による、当行のお客さまの現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
6. 株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行および株式会社東邦銀行との間で、TSUBASAアライアンスに関する基本合意書を締結しております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

## (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

○当行と上光証券株式会社との株式交換契約締結（簡易株式交換）について

当行は、2017年5月12日に当行による上光証券株式会社（以下「上光証券」といいます。）の完全子会社化に関する基本合意書を締結し、その後日程変更を経ながら、その具体的な検討・協議を進めてまいりましたが、2018年5月10日に開催した取締役会において、株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により上光証券を当行の完全子会社とすることを決議し、当行と上光証券との間で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換は、関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、2018年10月1日を効力発生日として行う予定であります。

### ① 本株式交換の目的

当行が2017年3月に公表した中期経営計画「『共創』～地域、お客さまとともに新たな100年へ～」は、「『お客さま第一主義』を徹底し、お客さまと共通する価値を創造する」ことを基本方針とし、「お客さまの潜在ニーズ発掘と最適なサービスの提供」を基本戦略の一つとしております。その一環として、北海道の地域密着型証券会社である上光証券を、当行グループの総合証券子会社として迎え入れることで、銀行と証券会社の連携による商品ラインナップの拡充や相談窓口のワンストップ化などを通して、お客さまの多様なニーズに対し、最適なサービスでお応えすることを目的としたものであります。

### ② 本株式交換の方式

当行を株式交換完全親会社、上光証券を株式交換完全子会社とする株式交換となります。

本株式交換は、当行については会社法第796条第2項の規定に基づき、当行の株主総会の承認を要しない場合（簡易株式交換）に該当いたします。

### ③ 本株式交換に係る割当ての内容

	北洋銀行 (株式交換完全親会社)	上光証券 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.5

#### イ 株式割当比率

上光証券普通株式1株に対して、当行普通株式0.5株を割当て交付いたします。ただし、当行が現時点で保有する上光証券普通株式350,000株については、本株式交換による割当ては行いません。また、当行は、本株式交換効力発生日の前日までの間に、当行の連結子会社であるノースパシフィック株式会社が所有する上光証券の普通株式450,000株を取得する予定であり、この取得による株式についても、本株式交換による割当ては行いません。

#### ロ 本株式交換により交付する株式

当行は、本株式交換に際して、本株式交換により当行が上光証券の発行済普通株式（ただし、当行の有する上光証券の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時における上光証券の株主の皆さま（ただし、当行を除きます。）に対し、上光証券の普通株式に代わる金銭等として、その有する上光証券の普通株式1株につき、当行の普通株式0.5株の割合をもって、当行の普通株式を割り当てる予定であります。これにより、当行が本株式交換により交付する普通株式は、3,100,000株となる予定であり、当行は、これを全て自己株式をもって充当する予定であります（新株発行による希薄化を防ぐ観点から、新株発行は行いません。）。このため、当行は2018年5月14日～2018年6月29日の期間において、本自己株式取得を行う予定であります。

## ④ 本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

前記「③本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率の算定に当たって、公正性・妥当性を期すため、当行は野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を第三者算定機関として選定いたしました。

野村証券は、当行の普通株式については、当行の普通株式が株式会社東京証券取引所及び金融商品会員制法人札幌証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行いました。非上場会社である上光証券の普通株式については、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を採用するとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に幅広く使用されている配当割引モデル法「DDM法」を採用して算定を行いました。

## ⑤ 本株式交換のスケジュール

本株式交換契約承認取締役会（両社）	2018年5月10日
本株式交換契約締結（両社）	2018年5月10日
本株式交換契約承認定時株主総会（上光証券）	2018年6月27日（予定）
本株式交換効力発生日	2018年10月1日（予定）

（注）上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

## ⑥ 本株式交換の当事会社の概要

（2018年3月31日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
名 称	株式会社北洋銀行	上光証券株式会社
所 在 地	札幌市中央区大通西3丁目7番地	札幌市中央区北1条西3丁目3番地
代表者の役職・氏名 (2018年5月10日現在)	取締役頭取 安田 光春	代表取締役社長 伊藤 博公
事 業 内 容	銀行業	証券業
資 本 金	121,101百万円	500百万円

## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
横内 龍三	取締役会長（代表取締役） CSR総括		(注) 1
石井 純二	取締役頭取（代表取締役） 秘書室 担当	北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役	(注) 5
柴田 龍	取締役副頭取（代表取締役） 人事部、リスク管理部 担当	中道リース株式会社 社外監査役	(注) 5
迫田 敏高	常務取締役 法務コンプライアンス部、公務金融部、市場営業部 担当		(注) 5
竹内 巖	常務取締役 ソリューション部、融資第一部、融資第二部 担当		
長野 実	常務取締役 経営企画部、地域産業支援部 担当		(注) 5
安田 光春	常務取締役 営業戦略部、フィナンシャルマーケティング部、フィナンシャルサポート部 担当		(注) 5
松下 克則	取締役 事務企画部、システム部 担当		(注) 5
藤池 英樹	取締役 本店営業部本店長委嘱		
深瀬 聡	取締役 アドバイザーマーケティング部、アドバイザーサポート部 担当		(注) 5
林 美香子	取締役（社外役員）		(注) 3
祖母井 里重子	取締役（社外役員）		(注) 3
島本 和明	取締役（社外役員）	学校法人日本医療大学 総長	(注) 3

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
曾我浩司	常勤監査役	株式会社カナモト 社外監査役	
藤井文世	常勤監査役	北海道電力株式会社 社外監査役 株式会社ツルハホールディングス 社外監査役	
立川宏	常勤監査役 (社外役員)		(注) 3
野島誠	監査役 (社外役員)	札幌駅総合開発株式会社 顧問	(注) 2,3
本間公祐	監査役 (社外役員)	ほくでん情報テクノロジー株式会社 常務取締役	(注) 3
下村幸弘	常勤監査役	北海道電力株式会社 社外監査役	(注) 4

- (注) 1. 取締役横内龍三氏は、2018年3月31日をもって辞任により退任いたしました。
2. 監査役野島誠氏は、北海道旅客鉄道株式会社において財務部門の担当歴が長く、また財務担当役員も務めており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役林美香子氏、祖母井里重子氏、島本和明氏ならびに監査役立川宏氏、野島誠氏、本間公祐氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員であります。
4. 監査役下村幸弘氏は、2017年6月15日をもって辞任により退任いたしました。なお、下村幸弘氏の地位および担当ならびに重要な兼職は退任時のものであります。
5. 2018年4月1日付で取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後
石井純二	取締役頭取 (代表取締役) 秘書室 担当	取締役会長 グループ会社、CSR 担当
柴田龍	取締役副頭取 (代表取締役) 人事部、リスク管理部 担当	取締役副会長 秘書室、地域産業支援部、市場営業部 担当
安田光春	常務取締役 営業戦略部、フィナンシャルマーケティング部、 フィナンシャルサポート部 担当	取締役頭取 (代表取締役) 人事部 担当
迫田敏高	常務取締役 法務コンプライアンス部、公務金融部、市場営業部 担当	取締役副頭取 (代表取締役) <内部管理統括>法務コンプライアンス部、リスク管理部、 事務企画部、システム部 担当 公務金融部 担当
長野実	常務取締役 経営企画部、地域産業支援部 担当	常務取締役 <営業推進統括>営業戦略部、アドバタイザリーマーケティング部、 アドバタイザリーサポート部、フィナンシャルマーケティング部、 フィナンシャルサポート部 担当 経営企画部 担当

氏名	異動前	異動後
松下 克則	取締役 事務企画部、システム部 担当	取締役 ＜内部管理統括補佐＞事務企画部、システム部 担当
深瀬 聡	取締役 アドバイザーマーケティング部、アドバイザーサポート部 担当	取締役 ＜営業推進統括補佐＞アドバイザーマーケティング部 (同部長委嘱)、アドバイザーサポート部 担当

(ご参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。  
各執行役員の氏名、地位および担当は、次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
小林 良輔	常務執行役員	人事部審議役委嘱 (北海道経済連合会出向)
塚見 孝成	常務執行役員	地域産業支援部審議役委嘱
森田 浩明	常務執行役員	地域産業支援部長委嘱
飯田 祐司	常務執行役員	函館中央支店長委嘱
今野 了	常務執行役員	釧路中央支店長委嘱
大畑 周司	常務執行役員	ソリューション部長委嘱
若栗 伸夫	常務執行役員	東京支店長委嘱
石川 裕也	常務執行役員	帯広中央支店長委嘱
平林 誠司	常務執行役員	営業戦略部長委嘱
工藤 和繁	常務執行役員	旭川中央支店長委嘱
押野 均	執行役員	監査部長委嘱
春木 仁	執行役員	アドバイザーマーケティング部長委嘱
栗尾 史郎	執行役員	フィナンシャルマーケティング部長委嘱
細野 拓朗	執行役員	北見中央支店長委嘱
日当 隆文	執行役員	本店営業部副本店長委嘱
進藤 智	執行役員	経営企画部長委嘱
増田 仁志	執行役員	苫小牧中央支店長委嘱
本多 浩寿	執行役員	小樽中央支店長委嘱
鶴原 正行	執行役員	ソリューション部審議役委嘱

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	15名	333
監査役	6名	61
計	21名	395

- (注) 1. 株主総会で定められた報酬限度額は、年額420百万円（取締役340百万円、監査役80百万円）であります。また、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額は、上記とは別枠にて年額100百万円であります。
2. 取締役に対する報酬等には、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額51百万円を含んでおります。
3. 当行は、2010年6月24日をもって決議があったものとみなされる第154期定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを、上記定時株主総会において決議しております。
- これに基づき、当事業年度中に辞任により退任した取締役1名に対し12百万円の役員退職慰労金を支給しております。なお、この金額は、上記報酬等には含んでおりません。

### <各会社役員報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針>

#### a. 取締役の報酬について

取締役会で制定した取締役報酬規程において、取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持ならびに、業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。

また、報酬の客観性・透明性を確保し、グループ全体の報酬水準の調整を図ることなどを目的に、社外取締役全員および当行の代表取締役全員で構成するグループ報酬委員会を設置し、子会社も含めた個別の支給額等を協議・決定しております。

具体的な体系、決定方法などの概要は次のとおりです。

イ 取締役の報酬体系を固定報酬としての「基本報酬」と、業績向上へのインセンティブとしての「賞与」および「ストック・オプション報酬」で構成します。なお、社外取締役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、「基本報酬」のみとします。

#### ロ 「基本報酬」

- ・ 役位に応じた業務執行の役割と責任の程度に加えて、子会社の取締役を兼務している場合には、当行と子会社の業務執行の役割・責任の比重等を総合的に勘案して決定します。

- ・個別の支給額は、取締役報酬規程において定めてある役位に応じた支給上限額を上限として、グループ報酬委員会において決定します。なお、子会社の取締役を兼務し、子会社からも報酬が支給される場合には、当行と子会社からの支給額の合算金額は、当行の取締役報酬規程による支給上限額と、子会社の取締役報酬規程による支給上限額のいずれか高い金額を超えないものとします。

#### ハ 「賞与」

- ・株主に対する配当を実施した場合に限り支給します。
- ・株主総会に付議する支給総額は、グループ報酬委員会の決定案に基づき、取締役会において決定します。
- ・個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位に応じた支給割合を限度として、グループ報酬委員会において決定します。

#### 二 「ストック・オプション報酬」

- ・取締役（社外取締役を除く）の報酬と株価の連動性を高めることにより、中長期的な株価上昇と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とするものです。
- ・業績および各取締役の実績に応じ、グループ報酬委員会の決定案に基づき、取締役会にて新株予約権の付与を決定します。
- ・新株予約権は、取締役を退任した日の翌日から10日以内に限り行使できることとします。

#### b. 監査役の報酬について

- ・監査役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。
- ・個別の支給額は、監査役報酬規程において定めてある支給上限額を上限として、監査役の協議により決定します。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の概要
林 美香子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。</li> <li>・当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。</li> </ul>
祖母井 里重子	
島 本 和 明	
野 島 誠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社外監査役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。</li> <li>・当該賠償責任限度額は、「1,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。</li> </ul>
本 間 公 祐	

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
林 美香子 (取締役)	該当ありません
祖母井 里重子 (取締役)	該当ありません
島本 和明 (取締役)	学校法人日本医療大学 総長
立川 宏 (監査役)	該当ありません
野島 誠 (監査役)	札幌駅総合開発株式会社 顧問
本間 公祐 (監査役)	ほくでん情報テクノロジー株式会社 常務取締役

(注) ほくでん情報テクノロジー株式会社の親会社である北海道電力株式会社は、当行の発行済普通株式（自己株式を除く）の5.80%を有する株主ですが、後掲の当行独立性判断基準に定める主要株主には該当せず、社外役員の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。その他、上記の各兼職先と当行との間には、社外役員の独立性に影響を及ぼす取引（後掲の当行独立性判断基準に定める取引）はなく、また開示すべき特別の関係もありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
林 美香子 (取締役)	2年9月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。	農業や地域再生にかかる専門的知見・経験を活かした発言を行っております。
祖母井 里重子 (取締役)	2年9月	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席しております。	弁護士としての専門的知見・経験を活かした発言を行っております。
島本 和明 (取締役)	1年9月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。	医療分野における経営者としての専門的知見・経験を活かした発言を行っております。
立川 宏 (監査役)	2年9月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。 当期開催の監査役会16回全てに出席しております。	行政および教育分野における専門的知見・経験を活かした発言を行っております。
野島 誠 (監査役)	1年9月	当期開催の取締役会13回のうち11回に出席しております。 当期開催の監査役会16回のうち15回に出席しております。	出身企業において代表取締役社長や財務担当役員を務められた知見・経験を活かした発言を行っております。
本間 公祐 (監査役)	1年9月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。 当期開催の監査役会16回全てに出席しております。	出身企業において常務取締役や常任監査役を務められた知見・経験を活かした発言を行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当行からの報酬等	当行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	56	—

### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

## 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 1,450,000,000株  
発行済株式の総数 399,060,179株

(2) 当年度末株主数 12,698名

### (3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等 株	持株比率 %
日本生命保険相互会社	30,954,500	7.75
明治安田生命保険相互会社	30,954,000	7.75
北海道電力株式会社	23,147,000	5.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	21,429,500	5.37
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	19,995,456	5.01
第一生命保険株式会社	13,412,000	3.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	12,562,000	3.14
三井生命保険株式会社	11,132,000	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,836,200	2.71
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	10,000,080	2.50

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（85,359株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### (4) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第1回新株予約権 ②新株予約権の数：853個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 85,300株 ④新株予約権の行使期間：2015年7月16日から2045年7月15日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：53,300円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	6名
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第2回新株予約権 ②新株予約権の数：1,737個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 173,700株 ④新株予約権の行使期間：2016年7月16日から2046年7月15日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：26,700円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件：第1回新株予約権に同じ	8名
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第3回新株予約権 ②新株予約権の数：1,419個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 141,900株 ④新株予約権の行使期間：2017年7月15日から2047年7月14日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：34,800円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件：第1回新株予約権に同じ	10名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 払込金額は、当行に対する報酬債権と相殺することになっているため、実際には金銭の払込みはされておられません。

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 山下 和俊 指定有限責任社員 宮田 世紀	88	・当行は、当監査法人に対して、米国外国口座税務コンプライアンス法および非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度にかかるアドバイザー業務について対価を支払っております。 ・報酬等について監査役会が同意した理由(注)3

- (注) 1. 当行と当監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、「当該事業年度に係る報酬等」には、これらの合計額を記載しております。
2. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は104百万円です。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

監査役会における会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、以下のとおりであります。

- ① 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。  
この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。
- ② 上記のほか、会計監査人の監査能力、独立性、品質管理等を総合的に勘案し、会計監査人の解任または不再任が必要と判断された場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

なお、当行監査役会は、会計監査人の解任または不再任に際しては、できるだけ早期に新たな会計監査人候補に関する情報収集および審議を行うものとし、会社法第340条第1項に基づき会計監査人を解任した場合には解任後最初に招集される株主総会までに、会計監査人の解任または不再任の議案が株主総会に提出される場合には当該株主総会までに、会社法第344条の定めに従い、新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

- 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針  
該当ありません。
- 8 特定完全子会社に関する事項  
該当ありません。
- 9 親会社等との間の取引に関する事項  
該当ありません。
- 10 会計参与に関する事項  
該当ありません。
- 11 その他  
該当ありません。

## 第162期末（2018年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
現 預 金	1,408,901	預 当 座 預 金	8,350,902
現 預 け	90,275	普 通 預 金	428,656
コ ー ル 口 一	1,318,626	貯 蓄 預 金	5,575,084
買 入 金 銭 債	2,681	貯 蓄 預 金	207,670
商 品 有 価 債	14,481	通 定 預 金	12,300
商 品 有 価 債	4,345	定 額 預 金	2,008,431
商 品 有 価 債	1,258	そ の 他 の 預 金	69
商 品 有 価 債	3,087	譲 渡 性 の 預 金	118,689
有 価 証 券	1,485,806	売 却 引 受 預 勘 定 金	88,967
国 債 債 券	506,679	借 取 入 担 保 定 金	31,064
地 方 債 債 券	294,877	借 入 金	145,169
短 期 社 債 債 券	1,999	借 入 金	320,314
株 式 債 債 券	335,370	外 国 為 替 債 券	125
そ の 他 の 証 券	164,120	未 払 外 国 為 替 債 券	125
貸 出 金	182,758	未 払 法 人 費 税 等	496
割 引 手 形 付 付 越 替	6,309,356	未 前 払 受 取 備 品 金	2,232
手 形 付 付 越 替	25,839	給 付 補 填 生 産 金	3,170
証 書 貸 付 越 替	226,658	融 融 品 等 受 入 担 保 金	0
当 座 貸 付 越 替	5,365,904	融 融 品 等 受 入 担 保 金	6,729
外 国 為 替 債 券	690,953	リ ー ス の 他 の 負 債	1,413
外 国 他 店 預 け 替	7,399	賞 与 引 当 金	4,682
外 国 外 国 為 替 債 券	7,168	退 職 給 付 引 当 金	16,378
取 立 外 国 為 替 債 券	212	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	1,613
そ の 他 の 資 産	18	ポ イ ン ト 引 当 金	479
前 払 費 用	124,242	繰 上 延 税 引 当 金	1,976
未 収 取 入 金	53	再 評 価 に 係 る 繰 上 延 税 引 当 金	375
融 派 生 商 品 差 入 担 保 金	5,983	支 払 承 継 債 務	29,326
融 商 品 等 差 入 担 保 金	12,582	支 払 承 継 債 務	2,643
そ の 他 の 資 産	4,262	支 払 承 継 債 務	52,801
有 形 固 定 資 産	101,360	負 債 の 部 合 計	9,060,863
建 物	87,214	資 産 の 部	121,101
土 地	36,959	資 本 剰 余 金	50,001
リ ー ス 資 産	37,741	資 本 剰 余 金	50,001
建 設 仮 勘 定 資 産	4,682	利 益 剰 余 金	147,731
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,607	利 益 剰 余 金	4,861
無 形 固 定 資 産	6,222	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	142,869
ソ フ ト ウ ェ ア	8,559	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,042
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	426	繰 上 延 税 引 当 金	141,827
支 払 承 諾 見 返 金	52,801	自 己 株 本 合 計	△ 60
貸 倒 引 当 金	△ 30,247	株 主 有 価 証 券 評 価 差 額 金	318,773
資 産 の 部 合 計	9,475,544	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	90,397
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,380
		土 地 ・ 換 算 差 額 等	95,778
		新 株 予 約 権	128
		純 資 産 の 部 合 計	414,680
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,475,544



## 第162期末（2018年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,409,341	預 金	8,344,356
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	2,681	譲 渡 性 預 金	77,667
買 入 金 銭 債 権	14,481	売 現 先 勘 定	31,064
商 品 有 価 証 券	4,345	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	145,169
有 価 証 券	1,489,802	借 用 金	328,848
貸 出 金	6,251,728	外 国 為 替	125
外 国 為 替	7,399	そ の 他 負 債	52,122
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	49,490	賞 与 引 当 金	1,828
そ の 他 資 産	158,667	退 職 給 付 に 係 る 負 債	228
有 形 固 定 資 産	88,412	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,976
建 物	36,978	ポ イ ン ト 引 当 金	384
土 地	37,741	繰 延 税 金 負 債	30,347
リ ー ス 資 産	2,632	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,643
建 設 仮 勘 定	1,607	支 払 承 諾	52,801
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	9,452	負 債 の 部 合 計	9,069,565
無 形 固 定 資 産	8,786	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	8,278	資 本 金	121,101
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	507	資 本 剰 余 金	72,367
退 職 給 付 に 係 る 資 産	75	利 益 剰 余 金	133,386
繰 延 税 金 資 産	273	自 己 株 式	△0
支 払 承 諾 見 返	52,801	株 主 資 本 合 計	326,854
貸 倒 引 当 金	△37,778	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	92,193
資 産 の 部 合 計	9,500,510	土 地 再 評 価 差 額 金	5,380
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	387
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	97,960
		新 株 予 約 権	128
		非 支 配 株 主 持 分	6,001
		純 資 産 の 部 合 計	430,945
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,500,510

# 第162期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	143,611
資金運用収益	76,218
貸出証券利息及び買入手形利息	62,013
有価証券利息	13,528
コーポレートローン利息	17
預け金の利息	429
その他の受入利息	229
役務の取引等収益	28,898
その他の引業等収益	29,696
その他の経常収益	8,798
償却債権の経常収益	2
その他の経常収益	8,795
経常費用	128,467
資金調達費用	4,083
預渡金性預金利息及び売渡手形利息	471
コーポレートマネー利息及び先利	67
売債借入の他の引当金の支払利息	6
借入の他の引当金の支払利息	346
その他の引当金の支払利息	1,380
償借の他の引当金の支払利息	1,805
その他の引当金の支払利息	4
役務の取引等費用	10,767
その他の引業等費用	31,733
その他の経常費用	74,488
償借の他の引当金の繰入費用	7,394
その他の引当金の繰入費用	4,931
その他の引当金の繰入費用	2,463
経常利益	15,143
特 固 定 資 産 処 分	398
特 固 定 資 産 損 失	453
減 損 損 失	195
減 損 損 失	258
税金等調整前当期純利益	15,087
法人税、住民税及び事業税	1,188
法人税、住民税及び事業税	715
当期純利益	1,904
当期純利益	13,183
非親会社株主に帰属する当期純利益	503
親会社株主に帰属する当期純利益	13,686

**独立監査人の監査報告書**

2018年5月2日

株式会社北洋銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山下 和 俊 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 世 紀 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2017年4月1日から2018年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

**計算書類等に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月2日

株式会社北洋銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山下 和 俊 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 世 紀 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北洋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第162期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
    - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月9日

株式会社北洋銀行 監査役会

常勤監査役 曾 我 浩 司 ㊟

常勤監査役 藤 井 文 世 ㊟

常勤社外監査役 立 川 宏 ㊟

社外監査役 野 島 誠 ㊟

社外監査役 本 間 公 祐 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当行は、銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から、自己資本比率の動向・業績の動向・経営環境の変化などに留意しつつ、安定的な配当および業績連動配当制度を通じて、株主の皆さまへ総合的な利益還元を行うことを基本方針としております。

2018年3月期につきましては、この方針の下、期末の剰余金の配当を次のとおりとさせていただきます。

なお、既に公表しておりますとおり、これまでの業績連動配当制度に加え、総合的な利益還元の一環として「自己株式の取得」を実施していく予定にあります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
普通株式 1株につき金 5.0円 総額 1,994,874,100円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
普通株式 2018年6月27日

この結果、中間配当金（普通株式1株につき6.0円）を加えました当期の年間配当金は普通株式1株につき11.0円となり、2017年5月12日に公表した配当予想どおりとなります。

なお、中間配当における1株につき金6.0円のうち1.0円は、創立100周年記念配当によるものであります。

<ご参考> 当行の総合的な株主還元施策

#### 【普通配当金】

安定的な配当実施の観点から、1株当たり年10円とする予定といたします。

#### 【業績連動配当金】

業績に連動する部分として、通期の親会社株主に帰属する当期純利益が150億円を上回る場合に、その超過額の30%を目処にお支払いする予定といたします。

#### 【自己株式の取得】

年間の配当額と自己株式の取得額の総額が、親会社株主に帰属する当期純利益の40%を目処とした額となるよう、定時株主総会に付議する期末配当額を取締役会で決議した後に、自己株式を取得する予定といたします。

## 第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、横内龍三氏が2018年3月31日付で辞任により取締役を退任しておりますが、取締役会の機動的な運営を高めるため、取締役を1名減員のままとして、12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当行における地位	担当	候補者属性
1	いし い じゅん じ 石 井 純 二	取締役会長	グループ会社、CSR 担当	再任
2	しば た りゅう 柴 田 龍	取締役副会長	秘書室、地域産業支援部、市場営業部 担当	再任
3	やす だ みつ はる 安 田 光 春	取締役頭取 (代表取締役)	人事部 担当	再任
4	さこ だ とし たか 迫 田 敏 高	取締役副頭取 (代表取締役)	<内部管理統括>法務コンプライアンス部、リスク管理部、事務企画部、システム部 担当 公務金融部 担当	再任
5	たけ うち いわお 竹 内 巖	常務取締役	ソリューション部、融資第一部、融資第二部 担当	再任
6	なが の みのる 長 野 実	常務取締役	<営業推進統括>営業戦略部、アドバイザーマーケティング部、アドバイザーサポート部、フィナンシャルマーケティング部、フィナンシャルサポート部 担当 経営企画部 担当	再任
7	ふじ いけ ひで き 藤 池 英 樹	取締役	本店営業部本店長委嘱	再任
8	ふか せ さとし 深 瀬 聡	取締役	<営業推進統括補佐>アドバイザーマーケティング部（同部長委嘱）、アドバイザーサポート部 担当	再任
9	しん どう さとし 進 藤 智	執行役員	経営企画部長委嘱	新任
10	はやし み か こ 林 美香子	社外取締役	—	再任 社外 独立
11	うばがい り え こ 祖母井 里重子	社外取締役	—	再任 社外 独立
12	しま もと かず あき 島 本 和 明	社外取締役	—	再任 社外 独立

候補者番号

1

いし い  
石井

じゅん じ  
純二

(1951年5月25日生)

再任



所有する当行の株式数

128,900株

取締役会への出席状況

13回／13回 (100%)

略歴、当行における地位

- 1975年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
- 1998年11月 当行業務推進部管理役
- 1999年4月 同 経営管理部企画第二課長
- 2003年5月 同 法人推進部長
- 2004年4月 同 大通支店長
- 2004年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス (現 当行) 取締役
- 2004年6月 当行取締役大通支店長
- 2005年4月 同 取締役業務企画部長
- 2006年4月 同 常務取締役業務企画部長
- 2006年6月 同 常務取締役
- 2009年6月 同 常務取締役営業推進統括本部長
- 2010年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役副社長
- 2010年6月 当行取締役副頭取
- 2012年4月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役社長
- 2012年4月 当行取締役頭取
- 2015年6月 北海道旅客鉄道株式会社社外監査役 (現任)
- 2018年4月 当行取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役

取締役候補者とした理由

業務企画部長、リスク管理部門・システム部担当常務、営業推進統括本部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2012年4月から頭取を、2018年4月から会長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

しばた りゅう

柴田 龍

(1957年1月25日生)

再任



## 所有する当行の株式数

111,500株

## 取締役会への出席状況

12回/13回 (92%)

## 略歴、当行における地位

- 1981年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行） 入行
- 1998年11月 同 融資第一部管理役
- 2000年6月 同 融資第一部審査課長
- 2002年7月 同 リスク管理室長
- 2004年4月 同 経営管理部長
- 2004年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス（現 当行） 取締役
- 2004年6月 当行取締役経営管理部長
- 2006年4月 同 常務取締役経営管理部長
- 2009年6月 同 常務取締役
- 2010年4月 中道リース株式会社社外監査役（現任）
- 2010年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役副社長
- 2010年6月 当行取締役副頭取
- 2018年4月 同 取締役副会長（現任）

## 重要な兼職の状況

中道リース株式会社 社外監査役

## 取締役候補者とした理由

リスク管理室長、経営管理部長、システム部担当常務などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2010年6月から副頭取を、2018年4月から副会長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

3

やすだ みつはる

安田 光春

(1959年10月5日生)

再任



所有する当行の株式数

27,700株

取締役会への出席状況

12/13回 (92%)

#### 略歴、当行における地位

- 1983年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行） 入行
- 2004年4月 同 経営管理部企画課長
- 2005年4月 同 宮の沢支店長
- 2007年8月 同 人事部調査役（石屋製菓(株)出向）
- 2009年4月 同 融資第一部副部長
- 2011年6月 同 融資第一部担当部長兼与信企画室長
- 2013年6月 同 執行役員融資第一部長
- 2014年6月 同 取締役経営企画部長
- 2016年6月 同 常務取締役
- 2018年4月 同 取締役頭取（現任）

#### 取締役候補者とした理由

宮の沢支店長、融資第一部長、経営企画部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2016年6月から常務取締役として法人推進本部長、営業戦略部やフィナンシャル部門の担当役員を務めたのち、2018年4月から頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

さ こだ としたか  
迫田 敏高

(1956年4月17日生)

再任



所有する当行の株式数

10,300株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

#### 略歴、当行における地位

- 1980年4月 日本銀行入行
- 1998年5月 同 経営企画室経理課長
- 2002年6月 同 高知支店長
- 2004年5月 同 人事局参事役
- 2004年7月 同 総務人事局参事役
- 2006年1月 同 広島支店長
- 2008年7月 同 金融機構局審議役
- 2011年5月 同 政策委員会室秘書役
- 2013年6月 当行常務執行役員
- 2014年6月 同 常務執行役員国際部長
- 2015年6月 同 常務取締役
- 2018年4月 同 取締役副頭取 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

日本銀行において金融機構局審議役、政策委員会室秘書役などの要職を歴任し、銀行業界・銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2015年6月から当行常務取締役として法務コンプライアンス部、リスク管理部などを担当したのち、2018年4月から副頭取として内部管理統括を担当し、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

たけうち  
竹内

いわお  
巖

(1958年4月5日生)

再任



所有する当行の株式数

16,500株

取締役会への出席状況

12回/13回 (92%)

略歴、当行における地位

- 1981年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行）入行
- 2000年7月 同 伊達支店長
- 2002年9月 同 営業推進部営業推進役
- 2002年10月 同 経営管理部管理役
- 2002年12月 同 融資第一部審査役
- 2004年6月 同 千歳中央支店長兼千歳空港出張所長
- 2007年5月 同 本店営業部渉外部長
- 2008年11月 同 本店営業部法人部長
- 2010年6月 同 札幌駅南口支店長
- 2012年6月 同 執行役員釧路中央支店長
- 2013年11月 同 執行役員融資第一部審議役
- 2014年6月 同 常務執行役員
- 2016年6月 同 常務取締役（現任）

取締役候補者とした理由

札幌駅南口支店長、釧路中央支店長、融資第一部審議役などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2016年6月から常務取締役としてソリューション部、融資部門などを担当し、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

ながの みのる

長野

実

(1959年11月16日生)

再任



所有する当行の株式数

24,700株

取締役会への出席状況

13回／13回 (100%)

略歴、当行における地位

- 1982年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
- 1998年11月 当行入行
- 2005年6月 同 経営管理部企画課長
- 2009年4月 同 経営管理部副部長兼企画第一課長
- 2009年6月 同 経営管理部長
- 2011年1月 同 経営管理部長兼企画第二課長
- 2011年6月 同 執行役員営業推進統括部長
- 2012年6月 同 執行役員旭川中央支店長
- 2014年6月 同 取締役旭川中央支店長
- 2015年4月 同 取締役本店営業部本店長
- 2016年6月 同 常務取締役本店営業部本店長
- 2017年6月 同 常務取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

営業推進統括部長、旭川中央支店長、本店営業部本店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2016年6月から常務取締役として経営企画部、地域産業支援部などを担当したのち、2018年4月から営業推進統括などを担当し、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

7

ふじいけ

藤池

ひでき

英樹

(1959年9月17日生)

再任



所有する当行の株式数

14,000株

取締役会への出席状況

10/10回 (100%)

略歴、当行における地位

1982年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行  
 1998年11月 当行入行  
 2004年5月 同 池田支店長  
 2006年4月 同 札幌東支店長  
 2007年7月 同 人事部管理役  
 2009年4月 同 人事部副部長  
 2010年6月 同 人事部担当部長  
 2011年6月 同 法務コンプライアンス部長  
 2013年6月 同 執行役員東京支店長  
 2015年4月 同 常務執行役員旭川中央支店長  
 2017年6月 同 取締役本店営業部本店長 (現任)

取締役候補者とした理由

法務コンプライアンス部長、東京支店長、旭川中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2017年6月から取締役として本店営業部本店長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

8

ふかせ

深瀬

さとし

聡

(1960年3月28日生)

再任



所有する当行の株式数

20,000株

取締役会への出席状況

10/10回 (100%)

略歴、当行における地位

1983年4月 株式会社北洋相互銀行 (現 当行) 入行  
 2004年8月 同 人事部研修課長  
 2005年4月 同 新さっぽろ支店長  
 2007年5月 同 業務推進部窓販事業室長  
 2009年4月 同 業務企画部窓販事業室長  
 2009年6月 同 経営管理部管理役  
 2012年6月 同 リテール部長  
 2014年6月 同 執行役員人事部長  
 2016年4月 同 常務執行役員人事部長  
 2017年6月 同 取締役  
 2018年4月 同 取締役アドバイザーマーケティング部長 (現任)

取締役候補者とした理由

経営管理部管理役、リテール部長、人事部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2017年6月から取締役としてアドバイザー部門を担当し、2018年4月から営業推進統括補佐としてアドバイザーマーケティング部長などを務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号 <b>9</b>	しんどう さとし <b>進藤 智</b> (1963年10月27日生)	<b>新任</b>
	<b>略歴、当行における地位</b> 1987年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1998年11月 当行入行 2009年4月 同 資金証券部運用課長 2012年10月 同 経営企画部経営管理課長 2014年4月 同 経営企画部経営企画課長 2014年6月 同 経営企画部副部長兼経営企画課長 2015年10月 同 経営企画部担当部長兼経営企画課長 2016年6月 同 経営企画部長 2017年4月 同 執行役員経営企画部長（現任）	
所有する当行の株式数  3,700株	<b>取締役候補者とした理由</b> 資金証券部運用課長や経営企画部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。現在、執行役員として経営企画部長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。	

候補者番号 <b>10</b>	はやし みかこ <b>林 美香子</b> (1953年4月12日生)	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
	<b>略歴、当行における地位</b> 1976年4月 札幌テレビ放送株式会社入社 1985年1月 フリーキャスターとして活動開始、現在に至る 2008年4月 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科特別研究教授 2008年6月 ホクレン農業協同組合連合会 員外監事 2011年4月 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科特任教授（現任） 2012年1月 北海道大学大学院農学研究院客員教授（現任） 2015年6月 当行社外取締役（現任）	
所有する当行の株式数  ー 株	<b>取締役候補者とした理由</b> 農業や地域再生を専門分野とし、慶應義塾大学大学院の特任教授および北海道大学大学院の客員教授を務める一方、フリーキャスターとしても活躍されております。その多様な経験と専門的知見を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、引続き当行の基盤である北海道経済の持続的成長および女性の活躍促進などに向けた建設的な議論や経営の監督に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役候補者としてしました。	
<b>取締役会への出席状況</b>  13/13回（100%）		

候補者番号

11

うばがい りえこ  
祖母井 里重子 (1960年4月20日生)

再任 社外 独立



所有する当行の株式数

800株

取締役会への出席状況

12/13回 (92%)

#### 略歴、当行における地位

1996年4月 弁護士登録・祖母井法律事務所開設  
1999年11月 北石狩公平委員会委員 (現任)  
2002年4月 北海道住宅供給公社非常勤理事  
2003年11月 廣岡・祖母井法律事務所 (現 祖母井・中辻法律事務所) 開設  
2004年4月 北海道教育大学経営協議会委員  
2004年10月 北海道住宅供給公社監事  
2007年7月 北海道公安委員会委員  
2015年6月 当行社外取締役 (現任)  
2016年6月 札幌市人事委員会委員 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

弁護士として第一線で活躍されており、また、北海道教育大学経営協議会委員や北海道公安委員会委員など、諸団体の要職を歴任されております。その豊富な経験と専門的知見を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、引続き経営の健全性の確保および女性の活躍促進などに向けた建設的な議論や経営の監督に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

12

しまもと かずあき  
島本 和明 (1946年10月7日生)

再任 社外 独立



所有する当行の株式数

一株

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

#### 略歴、当行における地位

1978年4月 医学博士号取得  
1996年9月 札幌医科大学医学部内科学第二講座教授  
2000年4月 札幌医科大学附属病院副院長  
2004年3月 同 病院長  
2010年4月 札幌医科大学理事長・学長  
2016年4月 学校法人日本医療大学総長 (現任)  
2016年6月 当行社外取締役 (現任)

#### 重要な兼職の状況

学校法人日本医療大学 総長

#### 取締役候補者とした理由

札幌医科大学附属病院院長や札幌医科大学理事長・学長などの要職を歴任され、2016年4月から学校法人日本医療大学総長を務められております。地域の成長産業のひとつである医療分野における経営者としての豊富な経験と専門的知見を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、引続き当行および地域の持続的成長に向けた建設的な議論や経営の監督に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、現在、特別の利害関係はありません。
2. 林 美香子氏、祖母井 里重子氏ならびに島本和明氏と当行との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合、当行は3氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- 責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
- ・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
3. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条第4項に定める事項
- ① 林 美香子氏、祖母井 里重子氏ならびに島本和明氏は、社外取締役候補者であります。
  - ② 林 美香子氏、祖母井 里重子氏ならびに島本和明氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、「取締役候補者とした理由」に記載の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - ③ 林 美香子氏、祖母井 里重子氏ならびに島本和明氏は、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準（後掲、以下「独立性判断基準」といいます。）に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、3氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定しておりますが、3氏の再任が承認された場合、指定を継続する予定であります。なお、当行は島本和明氏が総長を務める学校法人日本医療大学と一般的な取引がありますが、当行の独立性判断基準で定める「主要な取引先」に該当するものではなく、同氏の独立性に疑問を抱かせるようなものではありません。
  - ④ 林 美香子氏および祖母井 里重子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。また、島本和明氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役曾我浩司氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

まつした かつのり <b>松下 克則</b> (1959年7月25日生) <b>新任</b>	
	<b>略歴、当行における地位</b> 1983年4月 株式会社北海道相互銀行（現 当行）入行 2000年4月 同 山鼻支店長 2003年5月 同 静内支店長 2005年6月 同 札幌駅前支店長 2007年1月 同 管理統括本部担当部長 2008年10月 当行経営管理部企画第二課長 2010年5月 同 経営管理部副部長兼企画第二課長 2011年1月 同 札幌西支店長兼札幌医大病院出張所長 2013年4月 同 本店営業部法人営業部長 2014年6月 同 執行役員本店営業部副本店長 2016年6月 同 取締役（現任）
<b>所有する当行の株式数</b> 7,700株	<b>監査役候補者とした理由</b> 札幌西支店長、本店営業部法人営業部長、本店営業部副本店長などを歴任、2016年6月から取締役としてアドバイザリー部門などを担当したのち、2018年4月から内部管理統括補佐として事務企画部、システム部を担当し、その職務・職責を適切に果たしております。銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を活かした実効性の高い監査の遂行により、経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、監査役候補者となりました。
<b>取締役会への出席状況</b> 13/13回 (100%)	

(注) 候補者と当行との間には、現在、特別の利害関係はありません。

## 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当行の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストックオプション」で構成されていますが、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、新たに、取締役を対象に、役位および業績目標の達成度等に応じて当行株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役の報酬と、当行の業績および株主価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

本議案は、2012年6月26日をもって決議があったものとみなされる第156期定時株主総会において決定された取締役の報酬限度額（年額3億4千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと9名となります。

なお、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2015年6月25日開催の第159期定時株主総会においてご承認いただきました、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬枠を廃止し、新規の付与は行わないことといたします。この結果、本議案が原案どおり承認可決された場合、今後の取締役の報酬体系は、「基本報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。

### 2. 本制度における報酬等の額および内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です（詳細は後記(2)以降のとおり。）。

項 目	本制度の内容の概要
①本制度の対象となる当行株式等の交付等の対象者	・当行の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）
②本制度の対象となる期間（後記（2）のとおり。）	・連続する3事業年度（以下「対象期間」という。） ・ただし、本年度から開始する当初の本制度については2事業年度（以下「当初対象期間」という。）
③当行が拠出する金員の上限（後記（2）のとおり。）	・3事業年度からなる対象期間については300百万円 ・ただし、2事業年度からなる当初対象期間については200百万円
④取締役に交付等がなされる当行株式等の数の上限（後記（3）のとおり。）	・取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、600,000ポイントであり、3事業年度からなる対象期間を対象として取締役に交付等が行われる当行株式等の総数の上限は1,800,000株（ただし、2事業年度からなる当初対象期間については1,200,000株） ・取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数（600,000株）の発行済株式総数（2018年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.15%
⑤当行株式の取得方法（後記（2）のとおり。）	・当行株式は、株式市場からの買付または当行の自己株式処分によって取得予定（本年度に設定する信託は株式市場からの買付によって取得予定のため、希薄化は生じない。）
⑥業績達成条件の内容（後記（3）のとおり。）	・毎事業年度の業績目標（親会社株主に帰属する当期純利益等）の達成度に応じて変動
⑦当行株式等の交付等の時期（後記（4）のとおり。）	・取締役の退任時 ※取締役が死亡した場合は、死亡時点で当該取締役に付与されているポイントの累積値に応じた当行株式の換価処分金相当額の金銭を相続人に対して給付

## (2) 当行が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度からなる対象期間を対象とします。ただし、本年度から実施する当初の本制度は、現中期経営計画の残存期間である当初対象期間、すなわち、2019年3月31日で終了する事業年度から2020年3月31日で終了する事業年度までの2事業年度を対象とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度が対象となります。

当行は、対象期間ごとに300百万円（当初対象期間については200百万円）を上限とする金員を、当行の取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間（当初対象期間に対応する信託については約2年間）の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(2)第4段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を株式市場からの買付または当行の自己株式処分によって取得します（本年度に設定する本信託については、株式市場からの買付によって当行株式を取得するため、希薄化は生じない。）。当行は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当行株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、延長後の信託期間の開始日の属する事業年度以降の3事業年度が新たな対象期間となります。当行は延長された信託期間ごとに、300百万円の範囲内で追加拠出を行い、引続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当行株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、300百万円の範囲内とします。

この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。また、本信託を終了する場合においても、信託期間の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長することがあります。

## (3) 取締役へ交付等がなされる当行株式等の数の算定方法および上限

信託期間中の毎年一定の時期に、取締役に対して、当行が別途定める株式交付規程に基づき、以下のポイント算定式をもとに算出される、取締役の役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標の達成度に応じた「業績連動ポイント」が付与されます。

取締役の退任時には、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当行株式等の交付等が行われます。

（固定ポイント）

固定ポイントの株式報酬基準額※1 ÷ 平均取得単価※2

（業績連動ポイント）

業績連動ポイントの株式報酬基準額※1 ÷ 平均取得単価※2 × 業績連動係数※3

- ※ 1. 「固定ポイントの株式報酬基準額」および「業績連動ポイントの株式報酬基準額」は、役位や基本報酬、全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合、業績連動割合等を考慮して決定します。
- ※ 2. 本信託による当行株式の平均取得単価。信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を延長した場合には、延長後に本信託が取得した当行株式の平均取得単価となります。
- ※ 3. 業績連動係数は、業績目標（親会社株主に帰属する当期純利益等）の達成度に応じて変動します。

なお、1ポイントは当行株式1株とします。ただし、信託期間中に当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当行株式数の調整がなされます。

取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数は600,000ポイントを上限とします。このポイントの総数の上限は、前記(2)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しており、現在の当行の取締役に対する報酬支給水準、当行の取締役の員数の動向と今後の見込み、当行の取締役の業務執行の状況および貢献度、当行の株価水準等から相当であるものと判断しております。

#### （4） 取締役に対する当行株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、前記(3)に基づき算出される累積ポイントに応じた当行株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイントの50%（単元未満株式は切上げ）に相当する数の当行株式について交付を受け、残りの累積ポイントに相当する数の当行株式については本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が信託期間中に死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当

該取締役の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に取締役が国外居住者となった場合は、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当行株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

#### (5) 当行株式に関する議決権

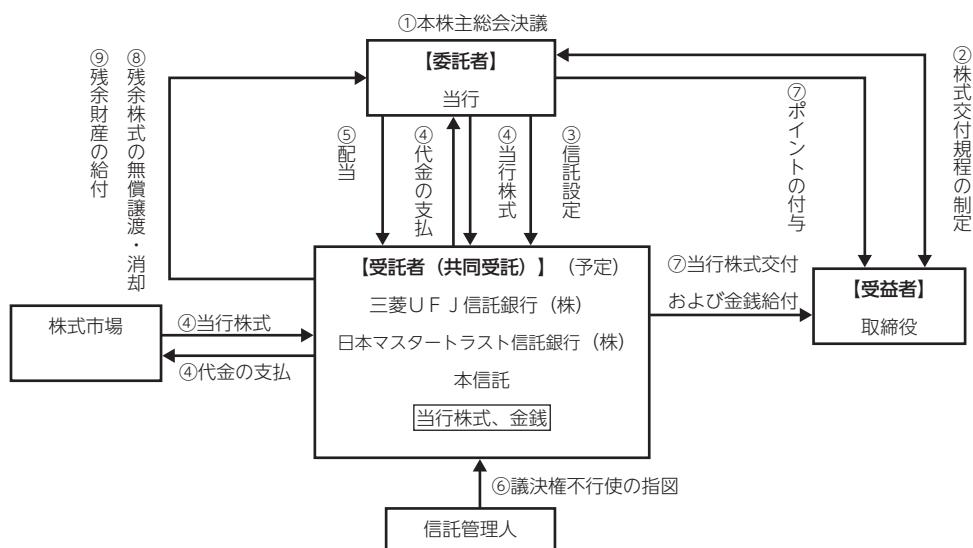
本信託内の当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

#### (6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、2018年5月10日付プレスリリース「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考) 2018年5月10日付プレスリリースからの抜粋



- ①当行は、本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当行は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③当行は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当行の取締役に対する報酬の原資となる金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当行株式を株式市場からの買付または当行の自己株式処分によって取得（当初は、株式市場からの買付により取得）します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当行株式に対しても、他の当行株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当行株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における役位および業績目標の達成度等に応じて毎年、取締役に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に累積ポイントに応じて当行株式等について交付等を行います。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当行に当該残余株式を無償譲渡し、当行は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当行に帰属する予定です。信託費用準備金を超過する部分については、当行および取締役と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役への当行株式等の交付等により信託内に当行株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当行は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当行株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当行株式を追加取得する可能性があります。

**【信託契約の内容】**

- |          |  |
|----------|--|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ②信託の目的   | 取締役に対するインセンティブの付与                                      |
| ③委託者     | 当行   |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））    |
| ⑤受益者     | 取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者                                 |
| ⑥信託管理人   | 専門実務家であって当行と利害関係のない第三者                                 |
| ⑦信託契約日   | 2018年8月8日（予定）  |
| ⑧信託の期間   | 2018年8月8日（予定）～2020年8月31日（予定）                           |
| ⑨制度開始日   | 2018年8月8日（予定）  |
| ⑩議決権行使   | 行使しないものとします。   |
| ⑪取得株式の種類 | 当行普通株式   |
| ⑫信託金の上限額 | 200百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む。）                            |
| ⑬株式の取得時期 | 2018年8月9日（予定）～2018年8月22日（予定）                           |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場からの買付（ただし、延長した場合は株式市場からの買付または当行の自己株式処分によって取得）      |
| ⑮帰属権利者   | 当行   |
| ⑯残余財産    | 帰属権利者である当行が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

**【信託・株式関連事務の内容】**

- |         |  |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当行株式の交付事務を行う予定です。     |

以 上

## <ご参考> 独立性判断基準

当行では、社外取締役または社外監査役（以下、併せて社外役員という。）が現在または過去1年以内において以下の要件のいずれにも該当しない場合に、当該社外役員は独立性を有すると判断する。

1. 当行を主要な取引先（※1）とする者、またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、または使用人をいう。以下同じ）
2. 当行の主要な取引先（※1）、またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に、多額（※2）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 当行の主要株主（※3）、またはその業務執行者
5. 当行が多額（※2）の寄付を行っている先、またはその業務執行者
6. 次に掲げるいずれかの者（重要（※4）な者に限る。）の近親者（※5）
  - (1) 上記1～5に該当する者
  - (2) 当行またはその子会社の業務執行者
  - (3) 当行またはその子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。）

※1. 「主要な取引先」の定義（以下のいずれかに該当する先）

- a. 直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先（但し、地方公共団体を除く。）
- b. 当行が当該取引先の最上位の借入先であり、かつ当行以外の金融機関からの調達が困難であると考えられる先

※2. 「多額」の定義

過去3年平均で、年間10百万円以上

※3. 「主要株主」の定義

当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主

※4. 「重要」である者の例

- ・会社の役員・部長クラスの者
- ・上記3.の会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者

※5. 「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族

以上

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当行指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがって入力してください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2018年6月25日（月曜日）午後5時00分であり、同時刻までに議決権の行使を完了していただく必要があります。
- (3) パスワード（株主さまが変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続にかかる費用は株主さまのご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・当行からパスワードをお尋ねすることはございません。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。また、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

## 2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

以上

（ご参考）

機関投資家の皆さまにつきましては、上記のインターネットによる議決権行使以外に、株式会社「ICJ」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

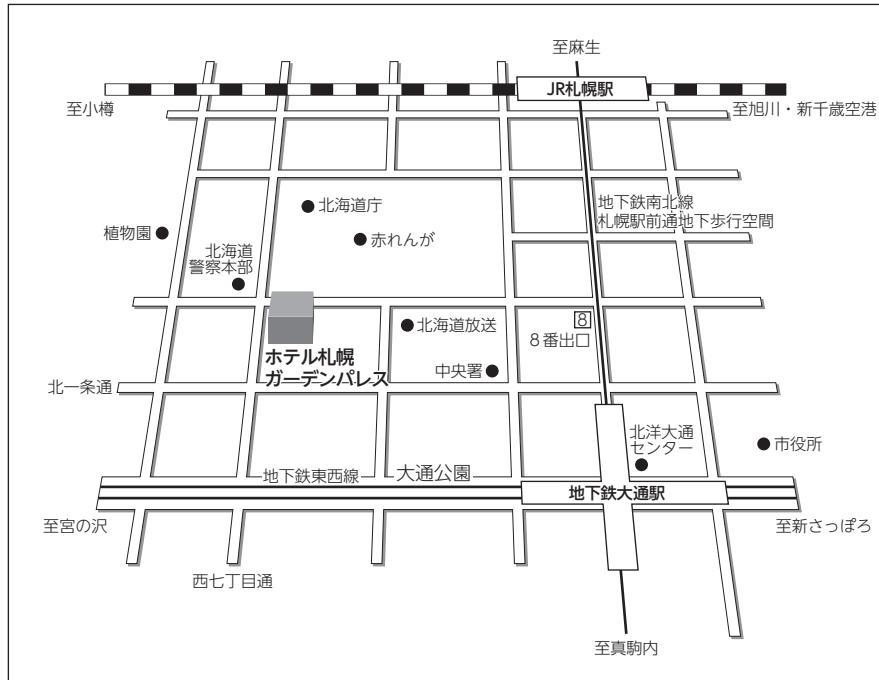


# 株主総会会場のご案内

**会 場** 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号（道庁南側）  
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「鳳凰」

**交通のご案内** J R 札幌駅から徒歩7分  
地下鉄 大通駅から徒歩5分  
札幌駅前通地下歩行空間 8番出口から徒歩3分

## <会場付近地図>



お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場  
はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

